

## 平成29年度 第1四半期 指摘事項一覧（処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：東北電力(株)東通原子力発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 大場 國久

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成29年5月29日	大場	発電所長	東北電力株式会社東通原子力発電所における平成28年度安全文化醸成活動の実施状況を踏まえ、当事務所より取組要請事項に係る指導文書を発出した。	平成29年5月29日	取組要請事項を平成29年度安全文化醸成活動に反映する旨の回答。
2	平成29年6月9日	山本、種市	機械保修課長 品質保証室長	平成29年第1回保安検査の検査項目のうち、「不適合管理・是正処置・予防処置の実施状況」を確認した結果、電動弁のリフト値が超過した案件において、当該のリフト値が管理値か合否判定値かが不明確なまま取り扱われたために不適合判断が遅れた事案を確認した。 本件について、原因の究明と対策の実施を求めた。	平成29年6月9日	事業者は、本指摘事項について、リフト値に関する管理基準を定めていなかったことを踏まえ、不適合管理を行い、原因究明をした上で必要な対策を実施することとしている。
					平成29年9月21日	事業者は、弁リフト値の扱いが管理値か合否判定値かが不明確な事例について調査し、他に同様な事例1件を確認したため、不適合管理を実施した。 また、調査範囲を拡大して、同じ測定項目について、管理値か合否判定値かの扱いが関係課間で異なる事例についても調査中であり、上記と合わせて必要な対策を実施することとしている。
					平成30年9月7日	事業者は、対策としては、判定基準を超える場合は総合判定を不合格として不適合管理するとともに関係各課で情報共有すること、測定項目の扱いの異なるものについては判定基準、目標基準、参考等として統一して扱うこと等、現在実施中の第5回安全維持点検から対応を始めた。 以上のことから、本指摘事項に対するフォローを完了する。

## 平成30年度 第2四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：東北電力(株)東通原子力発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 大場 國久

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年9月7日	種市、山本	機械保修課長	<p>平成30年第2回保安検査の検査項目のうち、「保守管理等の実施状況」を確認した結果、保全の有効性評価により点検間隔を延長した非常用ディーゼル発電機の一部の設備において、点検結果(アズファウンドデータ)のみで延長が可能であると評価し、評価対象部位に想定される劣化事象に対する考慮が十分でなく、技術評価として不十分なものが確認された。</p> <p>本件については、改善するように気付きとして指摘した。</p>	平成30年9月7日	<p>今後実施する点検周期延長に関する技術評価については、設備の重要度を踏まえた情報の収集と、評価書(記録)の作成における記載の充実について、見直しを行っているところである。</p> <p>今般の指摘を踏まえ、点検周期延長に関する技術評価にあたっては、情報の収集と、評価書(記録)の充実について改善するとともに、過去実施した評価の再確認を計画的に行うこととする。</p>